

長井市告示第238号

長井市デジタルツイン活用推進業務公募型プロポーザル実施要領を次のとおり定める。

令和8年6月15日

長井市長 内谷 重治

長井市デジタルツイン活用推進業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、デジタルツインを導入・活用し、災害リスクの可視化、危険度の予測、住民理解の促進および避難行動の実効性向上を図るために実施する長井市デジタルツイン活用推進業務について、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

長井市デジタルツイン活用推進業務

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和11年3月31日（土）まで

(4) 提案に係る上限額

令和8年度 76,925,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和9年度 55,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和10年度 33,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

総額 164,925,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 費用

業務の実施に必要な設計及び開発、監理、運用費、機器等の借上げ、諸経費等、本業務に係る全ての費用を含むものとする。

3 プロポーザルの参加者の募集

(1) 募集方法

長井市役所の掲示場への掲示及び長井市ホームページで公募する。

(2) 公募期間

令和8年6月15日（月）から令和8年7月1日（水）まで

(3) 参加要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

① 業務の遂行に当たって、次のア～イに示す体制がとれること。

ア プロポーザル審査に係る企画・提案を行ったスタッフと同一のスタッフ又は同等の見識・スキルを持つスタッフが契約期間を通じて業務を担当すること。

イ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って市担当者との連絡調整を行うこと。

- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ③ 本プロポーザルを実施する年度の長井市指名競争入札参加者登録に参加者登録申請が提出されていること。
- ④ 長井市競争入札参加資格者停止要綱(平成24年10月1日)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人

- ⑥ 個人情報の取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。

(4) 提案方法

「単一の事業者による提案」又は「主たる提案者及び本事業の遂行に必要な契約を市と個別に締結する共同事業者の共同提案※」とする。なお、共同提案の場合は、以下の要件を満たすこと。

- ① 主たる提案者及び共同事業者の共同で行うこととし、参加申込手続きを連名で行うこと。また、提案の際、共同事業者一覧表(様式第5号)により、市とそれぞれの共同事業者が個別に契約を締結する業務の内容を明確にするとともに、業務の遂行に当たっては全事業者が協力して行うこと。
- ② 市と共同提案を構成するそれぞれの事業者が個別に契約を締結する業務の内容、当該業務に対応する事業者及び契約に係る見積りを提案すること。
- ③ (3)参加要件のうち③については、主たる提案者のみが満たせば可とする。
- ④ 共同提案を構成する全事業者が、本事業への単独提案及び他の共同提案への参加を行っていないこと。

※ 本事業の遂行において、複数の事業者が関与する場合でも、一の事業者との契約締結で足りる場合は「単一の事業者による提案」とすること。

4 スケジュール

日 時	内 容
令和8年6月15日（月）	公募開始
6月22日（月）17時	質問の提出期限
6月25日（木）	質問への回答予定
7月1日（水）17時	参加表明書の提出期限
7月8日（水）17時	企画提案書等の提出期限
7月15日（水）13時15分	面接審査

5 質問書の提出

本要領又は仕様書に質疑がある場合は、6月22日（月）17時必着で持参又は郵送により、質問書（様式第3号）を提出すること。郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。回答は、6月25日（木）まで長井市ホームページ上に掲載する。

6 参加表明書等の提出

（1）提出期限

令和8年7月1日（水）17時必着

（2）提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）…1部
共同提案の場合は、主たる提案者について提出すること。
- ② 提案事業者会社概要（様式第2号）…9部
共同提案の場合は、主たる提案者について提出すること。

（3）提出方法

- ① 持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。
- ② 既に送達した参加表明書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

（4）提出先

下記13のとおり

7 企画提案書等の提出

（1）提出期限

令和8年7月8日（水）17時必着

（2）提出書類

- ① 長井市デジタルツイン活用推進業務公募型プロポーザル参加申込書（様式第4号の1又は様式第4号の2）…1部
 - ・ 単独提案の場合は様式第4号の1、共同提案の場合は様式第4号の2を提出すること。
 - ・ 様式第4号の2について、共同事業者の様式が不足する場合は適宜コピーし、全事業

者分提出すること。

② 共同事業者一覧表（様式第5号）…9部

・共同提案の場合のみ提出すること。

③ 共同事業者会社概要（様式第6号）…9部

・共同提案の場合のみ、全ての共同事業者について提出すること。

④ 企画提案書等一式…9部

ア 企画提案書

・企画提案書には、仕様書に掲げる各事項について、具体的な提案を記載すること。また、業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。

・企画提案書作成に当たって、前提条件・情報が不足している場合は、提案者において仮説を立て、それを前提条件と明記し対応すること。

・A4版とし、表紙・目次を含めて40ページ以内で作成すること。

・A3版折込を入れる場合は、2ページ扱いとする。

イ 見積書及び積算内訳書

・履行期間内に本業務内容を実施するための費用について作成すること。

・見積書及び積算内訳書の作成に当たって、前提条件・情報が不足している場合は、提案者において仮説を立て、それを前提条件と明記し対応すること。

・金額は、消費税を除く金額及び消費税を含む金額の両方を記入すること。

ウ 直近の決算書類（貸借対照表及び損益計算書）

・共同提案を行う場合は、共同事業者分も提出すること。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

① (2) の提出書類は書面及び電子データを提出すること。

② 書面での提出は、本要領に指定がない場合、A4版で提出すること。A3版で提出する書類は折り込んで、A4版と同等のサイズで提出すること。

③ 電子データは、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントで閲覧可能な形式又はPDF形式によるものとし、CD-ROMに保存した上で提出すること。

(4) 提出方法

① 持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

② 既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(5) 提出先

下記13のとおり。

8 審査方法

参加要件を満たし、企画提案書等を提出した者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、長井市デジタルツイン活用推進業務公募型プロポーザル審査委員会が実施し、別紙2「長井市デジタルツイン活用推進業務公募型プロポーザル審査票」の審査基準に基づき契約候補者を選定する。

面接審査の詳細な時間については参加申込者に別途通知する。

- ①日 時：令和8年7月15日（水）13時15分から
- ②場 所：長井市役所2階 市民防災研修室
- ③内 容：プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に行う。プレゼンテーションは原則として、企画提案書をモニター投影することにより説明することとする。資料の差替えや追加は認めない。出席者は5名以内とし、オンラインによる参加は認めない。
- ④設定時間：1事業者につき40分（プレゼンテーション20分以内、質疑20分以内）。
- ⑤そ の 他：審査委員会は非公開とする。
市がHDMIで接続可能なモニターを準備する。
パソコン等は各自準備すること（Mac端末不可）。

9 審査結果の通知

審査結果は、決定後速やかに通知する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

- ①審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで、契約を締結する。
- ②契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。
- ③複数の事業者で共同提案された場合は、個別にそれぞれの事業者と契約することも可能とする。
- ④契約について、市と契約を締結する者は、委託業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとする。

11 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤プレゼンテーションに欠席した場合
- ⑥その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

12 その他留意事項

- ①企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- ②提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- ③本要領に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

13 連絡・書類等提出先

長井市 総合政策課 デジタル推進室 担当：安部、佐藤
住所：〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話：0238-82-8001（内線255） FAX：0238-83-1070

E-Mail：s-digital@city.nagai.yamagata.jp